



(財)JSCAの「要介護予防運動スペシャリスト」の使命は、皆様の関係する高齢者の方々だけが対象ではありません。

現代の日本社会が求める人材、指導者になりませんか!

講習会のメイン教授

■ 鈴木秀雄教授よりメッセージ ■

- ◎ (財)日本スポーツクラブ協会(JSCA)公認
スポーツインストラクター資格及び要介護予防
運動スペシャリスト(TES)資格認定講習会受講・
参加のご案内。
- ・財団法人日本スポーツクラブ協会(JSCA)理事
- ・JSCA 要介護予防運動指導者認定委員会委員長

関東学院大学人間環境学部教授
ph. D. (学術博士)
鈴木 秀雄



平成 20 年度も、表記の資格認定講習会が開催されます。ご案内の通り、「要介護予防運動スペシャリスト(TES)」の資格習得には、運動系あるいは、福祉系的前提資格が求められますが、今回の講習会も昨年同様、前提資格として認められている「スポーツインストラクター」資格も取得できる形態、即ち、2 つの資格が同時取得できる講習会が開催されます。

要介護予防運動スペシャリストの使命は、必ずしも要介護者や要介護の恐れのある人々のみを指導・支援対象とするだけではなく、むしろ健康状態も優れ元気であるうちに多くの人々に、予防的に日常生活の中に摂り入れてもらうことにもその指導・支援の焦点を当てています。

是非、2 つの資格を同時取得され新たな領域へのチャレンジをして頂きたいと思います。昨年の講習会でも好評を頂きましたが、今回の講習会では更に充実した内容のプログラム(カリキュラム)による開催が企画されました。奮ってご参加下さい。

**ご家族のために
社会活動のために
そして、
ご自身のために。!!**



■ 文部科学省所管の財団法人 日本スポーツクラブ協会(JSCA)認定 2 つの公的資格同時取得講習会です。

- (1)「JSCA スポーツインストラクター」
- (2)「要介護予防運動スペシャリスト」

■ 有資格者が対象の「要介護予防運動スペシャリスト資格取得に向けて、この2つの講習の特長は以下の通りです。

- ① 2つの公的資格が同時取得できる講習会は滅多にない。
- ② 受講当日の試験が免除され、後日のレポート提出で認定へ
- ③ 市区町村の認定資格ではなく、国家行政に近い国家的資格である。

■ この要介護予防運動指導者養成制度は、スポーツ、運動系の文部科学省所管の財団法人が制度化し、資格認定を行っています。そして、医療・介護系の厚生労働省へのリンクした方向性を持つ中で、この資格認定制度の運営・活動レポートが、(財)JSCA(文部科学省)から厚生労働省に出されています。

※お問い合わせ・お申し込みは、

「NPO 法人 地球足もみ健康法実践普及委員会」TEL : 03-5451-0092 (有井) まで